

経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援 事後評価要項（案）

平成 2 9 年 月 日  
経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援プログラム委員会

国際化拠点整備事業費補助金（以下「補助金」という。）により実施される「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」（以下「本プログラム」という。）の事後評価は、この評価要項により行う。

**1. 評価の目的**

本プログラムに採択された各大学の取組状況や成果、目標の達成状況及び補助期間終了後の展開等について評価を行い、その結果を採択大学に示すとともに社会に公表することにより、①我が国の大学が学生のグローバル対応力を強化する教育体制を整備し、グローバルな舞台に積極的に挑戦し世界に飛躍できる人材の育成を図ること、②採択大学で構築された教育体制の補助期間終了後の持続的な展開を促進すること、③各採択大学の取組が広く国民の理解を得られるよう促進していくことを目的とする。

**2. 評価の時期**

平成 2 9 年度に事後評価を実施する。

**3. 評価の対象年度**

平成 2 4 年度から平成 2 8 年度末までの取組状況を対象とする。  
なお、補助期間終了後の計画等も対象に含める。

**4. 評価の体制**

経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援プログラム委員会（以下「委員会」という。）の下に、有識者からなる評価部会を設置し、事後評価を実施する。

なお、評価部会委員は、委員会の委員及び事業の選定に係る審査を担当した者を中心に有識者によって構成することとする。

## 5. 評価の実施

各採択大学の取組状況や成果、目標の達成状況及び補助期間終了後の展開等の評価を行うに当たり、当該評価の公正さ、信頼性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価項目、評価方法（評価資料、評価過程、手続き等）は次のとおりとする。

### (1) 評価項目

#### (I) 項目別評価

##### 1. 取組状況

以下の項目ごとに、これまでの取組状況及び成果について評価を行う。

#### ① 大学のグローバル化に向けた戦略と教育課程の国際通用性の向上

- ・大学の戦略的な目標等において、教育研究のグローバル化推進を明確に位置づけ、大学のグローバル化を推進したか。
- ・全学的な教学マネジメントの下、シラバスの充実や多言語化、ナンバリングの導入など体系的なカリキュラムの整備、GPAなど厳格な成績評価とその活用、学生が履修可能な上限単位数の設定、学修時間の増加・確保による主体的な学びの確立、などの単位制度の実質化を図り、学士課程教育の質的向上への取組がなされたか。
- ・双方向型授業やアクティブ・ラーニングなどの課題解決型の能動的学修を推進したか。
- ・中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成22年6月）が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信が行われたか。
- ・大学の教育環境のグローバル化に対応するため、招聘した外国人教員へのサポートや海外連携大学担当者との業務上の十分な対応が行える専門の職員の配置や既存の職員の能力向上を推進したか。
- ・学内規程や手続書類など各種学内文書の多言語化を図り、教育環境のグローバル化への対応が図られたか。

#### ② グローバル人材として求められる能力を育成するための大学の特色に応じた取組

（「SEND(Student Exchange - Nippon Discovery)」の取組を含む）

- ・大学の教育目的や特色に応じた魅力的な取組が実施されたか。
- ・大学の設定した目標の達成に必要な取組内容が実施されたか。
- ・取組内容が、これを含む教育課程において、体系的に位置づけられたか。
- ・国内外でのインターンシップによる企業体験等の機会確保や、産業界からの講師等の派遣など、必要に応じて産業界との連携が十分に図られたか。

③ 教員のグローバル教育力の向上の取組

- ・国際公募による外国人教員や海外の大学での教育経験又は国内大学で外国語による教育経験を有する日本人教員の配置など教育体制のグローバル化が図られたか。
- ・学内におけるグローバル教育力向上のための取組（海外大学からの講師招聘によるFDなど）を推進したか。
- ・教員の教育力を評価する取組やその結果の人事への反映など教育力向上のためのインセンティブが図られたか。
- ・海外の大学における教育活動を通じたグローバル教育力向上の取組（海外協定大学での授業実施等の実践型研修など）を推進したか。

④ 日本人学生の留学を促進するための環境整備

- ・入学時からの動機付けや留学にむけた学生の準備・計画作成支援などに配慮された取組が実施されたか。
- ・単位取得を伴う海外留学プログラム等の開発を支援する体制が整備されたか。
- ・諸外国の大学の留学等に関する情報や奨学金に関する一元的な情報収集・提供、獲得にむけた取組が実施されたか。
- ・学生が海外留学するにあたり、修得可能な科目、帰国後の単位認定に関する基準や手続き等の情報が事前に提供され納得して参加すること（ラーニング・アグリメント）が可能か。
- ・帰国後の学業生活に支障のないよう、留学中から帰国後におけるサポート（健康管理や学修管理など）に配慮されたか。
- ・産業界との連携等による留学中及び帰国後の就職支援に取り組んだか。
- ・緊急時、災害時の対応のための留学中の日本人学生をサポートするリスク管理への配慮が行われたか。
- ・上記のサポートを高度に実施するための履修アドバイザー、サポートスタッフ等の配置や学内外での研修など体制の強化が図られたか。
- ・海外留学を促進する制度等の導入を推進したか。

⑤ 語学力を向上させるための入学時から卒業時までの一体的な取組

- ・入試において中等教育段階までの外国語力・留学経験等の適切な評価が行われたか。
  - a) TOEFL等のスコアの入試への活用又は既存入試の改善などにより、4技能（リスニング・スピーキング・リーディング・ライティング）を適切に評価するものか。
  - b) 入学志願者の留学経験や在外経験等を適切に評価するものか。
- ・入学時プレイスメントテストによる習熟度別語学クラスの編成など、効果的な語学教育が行われたか。
- ・学生の語学力向上度の測定（定期的（セメスターごと、学年ごと等）な4技能を適切に評価する語学力試験の実施等）による教育効果の分析と語学教育へのフィードバックが図られたか。

- ・外国語による論文作成（アカデミック・ライティング）能力の養成のための個別指導体制の導入や教育が行われたか。
- ・外国語で論理的に説明し、他者と議論できる力を養成するための少人数語学教育等が行われたか。
- ・留学先の大学で専門科目レベルの履修が可能な力を養成するための留学前準備教育が行われたか。

#### ⑥ 構想の実現に向けた推進体制

- ・構想のマネジメントを統括する推進体制が学内に構築されたか。
- ・構想の実施、達成状況を評価し、改善を図るための学生や外部有識者による評価に取り組んだか。
- ・取組を通じて得られた成果について、日本語及び外国語での公表（WEB サイト等）の他、報告会、発表会等の報告の場を設けて、各大学や学生、産業界等への普及が図られたか。
- ・（タイプAのみ）他の大学と連携した取組の実施や産業界との連携によるシンポジウム等の開催など、国内大学のグローバル化を先導する大学として、他の大学のグローバル化推進に貢献する取組が実施されたか。

#### ⑦ 留意事項への対応

- ・グローバル人材育成推進事業審査結果及び経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援中間評価結果における留意事項への対応を適切に行ったか。

## 2. 目標の達成状況

以下の項目ごとに、目標の達成状況について評価を行う。

### <本構想において実現する達成目標の状況>

#### ① 設定した卒業時の外国語力スタンダードを満たした学生数\*

\*当初設定した基準以外にも、外部試験等の客観的な基準に基づき外国語力スタンダードを満たすと判断できる場合は本指標の達成状況に含めることができることとする。

[参考] 資格・検定試験 CEFR との対照表（英語4技能試験情報サイト）

[http://4skills.eiken.or.jp/qualification/comparison\\_cefr.html](http://4skills.eiken.or.jp/qualification/comparison_cefr.html)

#### ② 卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数

#### ③ 大学の教育目的・特色を考慮して設定したグローバル人材像を踏まえ、卒業時に学生が修得すべきとした具体的能力を達成した学生数

※平成25年11月に実施された行政改革推進会議「秋のレビュー」の指摘を受けて設定した産業人材の育成に関する目標に対する達成状況を含む。

#### ④ その他本構想における取組の進捗状況

### <大学が目指す国際通用力向上のための具体的目標の状況>

#### ⑤ 日本人学生の海外留学数・全学生に対する比率

#### ⑥ 外国人留学生数・全学生に対する比率

#### ⑦ 協定に基づく留学プログラムにおける派遣・受入学生数・全学生に対する比率

#### ⑧ 外国語による授業※の実施率（外国語による授業/全授業数）

※日本語の併用や外国語教育を主たる目的とするものを除く。

- ⑨ 外国人教員等（国外の大学での学位取得、通算 1 年以上教育研究に従事した日本人教員を含む）比率
- ⑩ 教員の博士号（外国における相当学位含む）取得率
- ⑪ 教員あたり学生数（S/T 比）
- ⑫ 一定の外国語カスタンダード（TOEIC 800 点 等）を満たす事務職員の割合

なお、1. 取組状況、2. 目標の達成状況を評価するに当たっては、経費（補助金）が適切かつ効果的に使用されたかについても考慮する。

### 3. 今後の展開及び高等教育の国際化に対する貢献

以下の項目について評価を行う。

- ・ 補助期間終了後についても、取組の継続性を確保し得る体制、明確な事業計画や資金計画があり、継続的な活動が自主的・恒常的に行われることが期待できるか。
- ・ 我が国の高等教育の国際化の発展に貢献することが期待できるか。

## （Ⅱ）総括評価

「（Ⅰ）項目別評価」における評価結果を踏まえ、事業目的の実現状況について評価を行う。

### （2）評価方法

事後評価は、委員会の下に設置される「評価部会」（8. 評価体制に記載）において書面評価（及び必要に応じて面接調査、現地調査）を行い、その結果に基づく合議評価により実施する。（9. 評価手順を参照）

評価部会は、審査結果等も活用し、評価対象に応じた適切な方法により、評価目的が達成されるよう、中立・公正かつ効率的・効果的な評価を行う。

#### ① 書面評価

評価部会委員は、各事業について次の評価資料により書面評価を行い、合議により書面評価結果を取りまとめる。

- ・ 事後評価調書及び参考資料
- ・ 構想調書
- ・ 採択時の審査結果表
- ・ 中間評価結果

#### ② 面接調査

評価部会委員は、書面評価結果を踏まえ、不明な点や関係者から直接聴取すべき事項等があり、書面評価だけでは適切な事後評価ができないと判断される事業においては、面接調査を行い、質疑応答等を行うことにより、取組状況等を十分に把握し、評価に反映させる。

なお、面接調査に当たっては、評価部会において実施要領を定める。

③ 現地調査

評価部会委員は、書面評価結果（及び面接調査を実施した場合は面接調査結果）を踏まえ、不明な点や現地で確認すべき事項等があり、書面評価（及び面接調査を実施した場合は面接調査）だけでは適切な事後評価ができないと判断される事業においては、現地調査を行い、教育現場における教職員や学生との面談、関係施設の視察等を行うことにより、取組状況等を十分把握し、評価に反映させる。

なお、現地調査に当たっては、評価部会において実施要領を定める。

④ 合議評価

評価部会委員は、書面評価結果（及び実施した場合は面接調査結果、現地調査結果）を踏まえて合議評価をし、各事業の評価結果や助言等をまとめる。

⑤ 評価の決定

評価部会は、各事業の評価結果をまとめ、採択大学に対し事前にその内容を開示する。採択大学から、開示した評価結果に対して意見の申し立てがあった場合には、その申し立て内容について、再度審議を行い、評価結果をまとめる。

委員会は、評価部会における評価結果について全体調整を行い、各事業の評価結果を決定する。

### (3) 評価結果

事後評価結果は、下表の5段階の評価及び評語で構成する。

#### (I) 項目別評価

##### 1. 取組状況

評価	評語
S	事業計画を上回る取組が行われている。
A	事業計画に対し、十分な取組が行われている。
B	事業計画に対し、取組がやや不十分である。
C	事業計画に対し、取組が不十分である。
D	事業計画に対し、取組が極めて不十分である。

##### 2. 目標の達成状況

評価	評語
S	全体として目標を上回っている。
A	全体として目標を達成している。
B	全体として目標をやや下回っている。
C	全体として目標を下回っている。
D	全体として目標を大幅に下回っている。

##### 3. 今後の展開及び高等教育の国際化に対する貢献

評価	評語
S	確実に期待できる。
A	期待できる。
B	ある程度期待できる。
C	あまり期待できない。
D	ほとんど期待できない。

#### (II) 総括評価

評価	評語
S	取組状況、目標の達成状況ともに事業計画を上回る成果をあげており、事業目的は十分に実現された。
A	取組状況、目標の達成状況ともに事業計画を概ね満たしており、事業目的は実現された。
B	取組状況、目標の達成状況が事業計画をやや下回っているが、事業目的はある程度実現された。
C	取組状況、目標の達成状況が事業計画を下回っており、事業目的はあまり実現されていない。
D	取組状況、目標の達成状況が事業計画を大きく下回っており、事業目的はほとんど実現されていない。

## 6. 開示・公開等

### (1) 委員会等の審議内容等の取扱いについて

i) 委員会の会議、会議資料及び議事要旨は、原則公開とする。

ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定した時は、この限りではない。

- ① 評価（人選を含む）に関する調査審議の場合
- ② その他委員長が公開することが適当でない判断した場合

なお、専ら評価に関する調査審議を行う評価部会の会議及び会議資料については、評価の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

ii) 委員会は、各事業の事後評価結果を文部科学省に報告する。

また、各採択大学に対し評価結果を開示するとともに、評価結果及び取組状況等をホームページ等に掲載する。

### (2) 委員の氏名等の公開

- ① 委員会の委員の氏名は、予め公表する。
- ② 評価部会の委員の氏名については、事後評価結果の公表後に公表する。



## 7. 委員の遵守事項

### (1) 利害関係者の排除

範囲

- ①委員が当該大学に専任又は兼任として在職（就任予定を含む）している場合
- ②委員が当該大学の役員として在職（就任予定を含む）している場合
- ③その他、委員が中立・公正に評価を行うことが困難であると判断される場合

### (2) 秘密保持

- ①評価の過程で知り得た個人情報及び対象大学の評価内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- ②委員として取得した情報（調書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

## 8. 評価体制

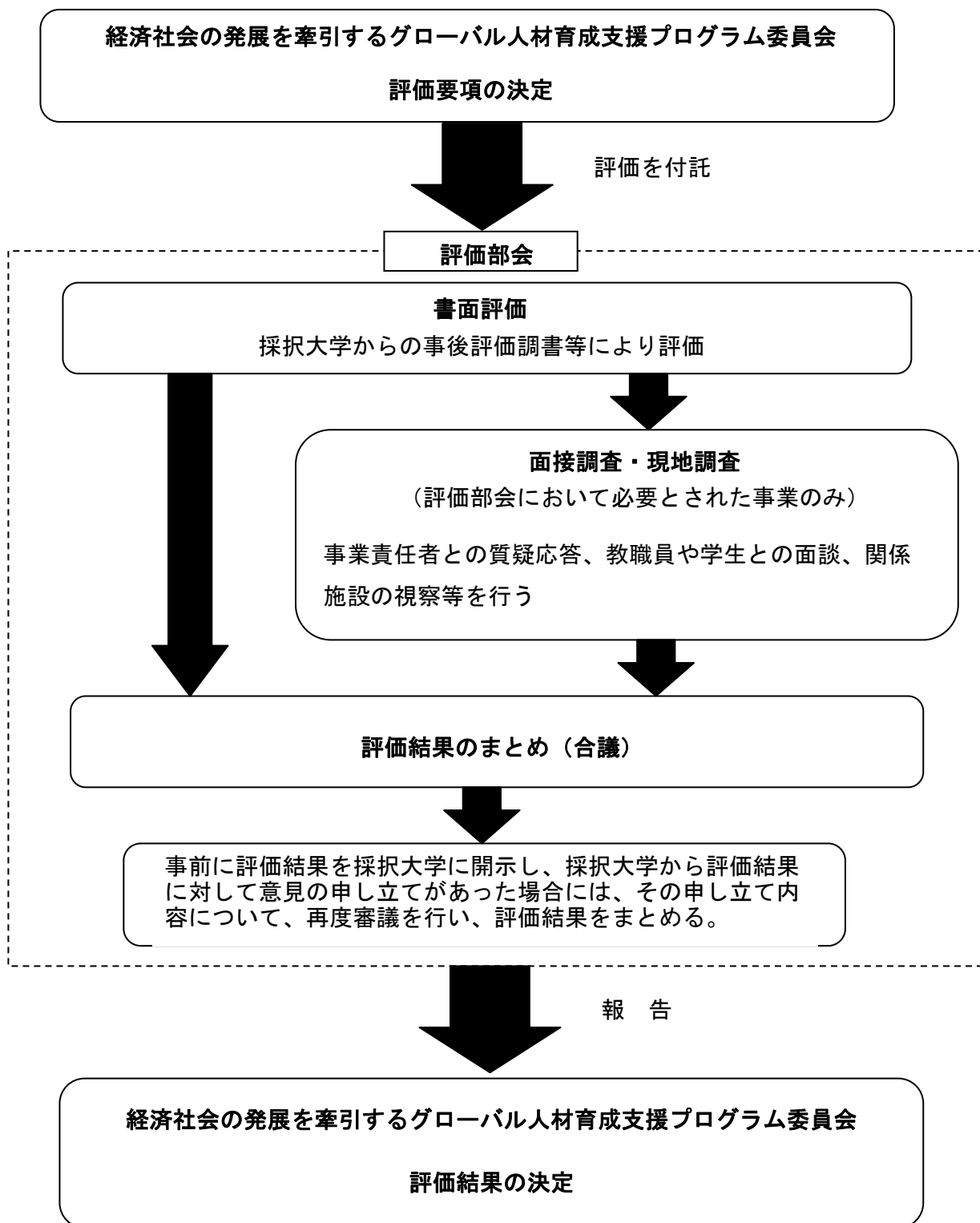
**経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援  
プログラム委員会**

評価要項の決定

**評価部会**

（ 委員会委員及び事業の選定に係る審査を担当した者を中心に有識者  
によって構成 ）

## 9. 評価手順



## 10. その他

本プログラムと「スーパーグローバル大学創成支援事業」（以下「SGU」という。）の両方に採択事業を持つ大学は、SGU実施大学として、SGUからのみ補助金を手当てすることとしていることから、平成29年度に実施されるSGUの中間評価の中で一体的に評価を実施することとし、本プログラムの事後評価は行わない。

この要項に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は委員会の下に設置される評価部会において定める。